

令和6年12月27日

関係各位

柳井ソフトテニス協会
会長 空田 登紀穂

令和6年度 2級審判検定会及び講習会の開催について（ご案内）

標記検定会及び講習会を下記の要領で開催いたしますので、多数参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 主催 柳井ソフトテニス協会
 2. 日時 令和7年2月15日（土） 9：00～13：00
 3. 会場 バタフライアリーナ（柳井市体育館）
 4. 受講資格 令和6年度の日本ソフトテニス連盟の会員登録を完了した者
 5. 受講料
 - (1) 新規取得者（一般） 4,800円
（受講料500円＋新規認定料3,300円＋ハンドブック代1,000円）
 - (2) 新規取得者（高校生） 3,800円
（受講料500円＋新規認定料2,300円＋ハンドブック代1,000円）
 - (3) 更新予定者 2,800円
（受講料500円＋更新認定料2,300円）（ハンドブックが必要な場合、別途1,000円が必要）
 - (4) ジュニア審判からの移行者 2,800円（ハンドブック代含む）
（受講料500円＋更新認定料1,300円＋ハンドブック代1,000円）
 - (5) 受講のみ 500円
- ※柳井ソフトテニス協会にて認定申請をされない場合、受講のみの料金となります。
6. 申込方法 (1) 申込期日 令和6年2月7日までに申込書においてメールにて申し込みをお願いします。（申込書はホームページからダウンロードできます）
(2) 申込先 メールアドレス：tamanaka@ae.auone-net.jp
 7. 講師 日本ソフトテニス連盟1級審判員
 8. その他 (1) 審判有効期限内（6年間）に講習会に参加していない方は、原則、更新手続きはできません。
(2) 筆記用具及びテニスができる（体育館シューズ等）準備をして下さい。
(3) 移行または更新の方でハンドブックが必要な方は申込書に記入して下さい。
(4) 受講までに必ず今年度の会員登録を完了させて下さい。
 9. 新型コロナウイルスに関して
(1) 受講される方は別紙『審判講習会開催にあたっての留意事項について』参照の事。

お問い合わせ先 玉中 勲 携帯 090-8247-6840

1 審判講習会等への参加について

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで参加を控える。解除後も、発症から10日を経過するまでは、プレー以外の場面ではマスクの着用を推奨する。
※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。
- ② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をして参加しない。

2 参加者シートの提出について
提出を求めない。

3 審判講習会等に参加する際の留意点

- ① 周囲の人との距離については、大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を保ち、大声を伴う場合は、前後左右の身体的距離を最低1m空け、対面を避けること。(感染症拡大時等、主催者の判断でマスクの着用を推奨する場合がある。)
※ただし、激しいプレーにより呼気が激しくなった場合は、感染予防の観点から、少なくとも2mの距離を空けること。
- ② 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは行わないこと。
- ③ 見学者については、「密」にならないように、一定の距離を保って見学すること。
- ④ 用具、用品(ラケット、タオル、ウェア等)のシェアをしないこと。また、マイボトルを用意し、参加者同士のコップの共有、使い回しを行わないこと。
- ⑤ 休憩時間等の度に、こまめな手洗いを行うこと。
- ⑥ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。
- ⑦ 会場において発生したゴミは、各自で必ず持ち帰ること。

4 マスクの着用について

個人の判断が基本であり、原則不要とする。

但し、次の場合には、特別な事情がなければマスクを着用すること。

- ・人との距離(目安2m)が保てず会話をする場合
 - ・受付、受講、着替え等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する場合
- ※ 熱中症予防のためにマスクを外すことは構わない。

○上記の点について協力を得られない場合は、他の参加者の安全を確保する等の観点から、講習会等への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあるので注意すること。

○留意事項については、感染症の拡大状況に応じて変更する場合があること。

—参考資料—

- ・ソフトテニス大会等の開催における感染拡大ガイドライン
(公財)日本ソフトテニス連盟 2023年2月25日版
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 2023年3月31日版
- ・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養機関の考え方等について(令和5年5月8日以降の取り扱いに関する事前の情報提供)の事務連絡について
【スポーツ庁・事務連絡】2023年4月18日付